

# ○自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出要求に関する事務処理要領の制定について

(昭和 56 年 11 月 12 日岩交企第 223 号警察本部長)

[沿革] 平成 26 年 3 月岩交企第 155 号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出命令に関する事務処理要領の制定について（昭和 56 年 11 月 12 日付け岩交企発第 223 号）のうち、別添の「自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出命令に関する事務処理要領」の一部を次のように改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出要求に関する事務処理要領

## 1 目的

この要領は、道路交通法（平成 2 年法律第 73 号）第 75 条の 2 の 2 第 1 項に基づき、岩手県公安委員会が行う自動車の使用者又は安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の要求に係る事務処理要領を定め、安全運転管理者選任事業所に対する個別指導の強化を図ることを目的とする。

## 2 要求の対象

要求を行う対象を次のとおりとする。

- (1) 業務中に交通死亡事故を起こした事業所
- (2) 業務中に重大交通事故を起こした事業所
- (3) 自動車の使用制限処分を受けた事業所
- (4) 安全運転管理者講習を受けなかった事業所
- (5) その他特に個別指導を必要と認める事業所

## 3 警察本部長に対する報告

警察署長は、前記(5)に定める事業所があるときは、別記様式第 1 号に定める「自動車の使用者等に対する報告、資料の提出要求事業所の報告について」によって警察本部長に報告しなければならない。

## 4 要求執行の手続

警察本部長は、要求対象事業所があるとき又は警察署長から報告があったときは、別記様式第 2 号に定める「報告・資料提出要求書」によって執行するものとする。

## 5 対象事業所に対する改善要望

対象事業所に対し、安全運転管理について改善を必要とする事項があるときは、

別記様式第3号に定める「安全運転管理に係る改善要望について」によって改善要望を行うものとする。

#### 6 要求執行上の留意事項

- (1) 要求の対象となる者は、安全運転管理者を選任している事業所の自動車の使用者又は安全運転管理者である。

したがって、一方の報告又は資料の提出で目的が達せられる場合は、二重の要求を出すことは妥当でない。ただし、使用者並びに安全運転管理者それぞれの立場から行わせる必要があると判断される場合は両者に対して求めることもでき得るものとする。

- (2) 要求によって得た報告又は資料は、あくまで安全運転管理の徹底を図るという行政上の措置であることから、その他の目的のために利用しないよう十分配慮するものとする。